

工事保証規定

対象	工事区分	保証対象	期間	補償の対象となる現象例	適用の除外	備考		
構造体	基礎	構造強度に影響を及ぼす変形・損傷・亀裂など	5年	構造破損・不動沈下	表面モルタルなど仕上面の亀裂			
	床			たわみ・不陸の著しいもの	材質的な収縮に起因し構造上特に支障のないもの			
	軸組			軸組材の著しい構造破損・脱落・折れ				
	壁(下地骨組)			構造破損・不動沈下				
	屋根(屋根下地及び小屋組)			破損・折れ・脱落の著しいもの				
防水	屋根及び庇	雨漏り	3年	雨漏り及び雨漏りによる室内仕上面の汚損	建物の使用に影響のない軽微な透水又は屋外面の水溜り、表面仕上塗装、家具、調度品などの汚損			
	外壁・ベランダ							
構造体以外の下地および仕上げ	屋根及び庇	屋根の葺材・水切・雨押役物	2年	破損・めくれ・脱落	標準以上の積雪に起因するもの	ご入居者の適切な維持管理を前提とする		
	屋内の床	下地材・仕上材及び造作材		材質の変質、変形による割れ、反り、きしみ及び床鳴りの著しいもの	設計時に予想できなかった重量物設置に起因するもの及び過度の暖房によるもの			
	外壁			下地の反り、狂い、仕上材の剥離、変形、割れ、垂れ下りの著しいもの	構造上、機能上影響のない亀裂及び過度の暖房によるもの			
	内壁				ご入居者が取付けた機器によるもの及び過度の暖房によるもの			
	軒天井						構造上、機能上影響のない亀裂及び過度の暖房によるもの	
	室内天井							標準以上の積雪、凍結、枯葉などの詰まりに起因するもの
	室内階段							
	樋	樋及び金物	脱落、破損、垂れ下り	標準以上の積雪、凍結、枯葉などの詰まりに起因するもの				
	内装	建材・クロス等の仕上材	1年	剥離、変形、反り、割れ、垂れ下りの著しいもの	構造上、機能上影響のない亀裂及び過度の暖房によるもの			
	内装付属	アコーディオン・ブラインド・カーテン		反り、取付不良、作動不良、変形、すきまの著しいもの及び部品の故障	作動に影響しない反り、木材の軽微なひび割れ及び過度の暖房によるもの			
	外部建具	建具及び付属品			暴風雨、豪雨などによる建具からの一時的な雨水の浸入			
	内部建具				換気扇・換気口を含む			
		左官・タイル	壁・天井・床の仕上	2年	剥離、変形、反り、垂れ下りの著しいもの			
		外部塗装	塗装及び吹付け仕上面	1年	剥離、白華、亀裂の著しいもの		歩行部分の汚れによる変色	
		内部塗装		2年				
	便所・洗面所・台所・浴室	漏水	2年	壁よりの漏水及び漏水による室内仕上面の汚損	家具、調度品の汚損			

対象	工事区分	保証対象	期間	補償の対象となる現象例	適用の除外	備考	
整備機器	電灯配線・動力配線 テレビ配線・電話配線	配線・配管及び付属器具・分電盤	2年	故障、破損、取付のゆるみ、支持不良	電球、電池、パッキンなどの消耗品	製造メーカーの定めがある場合はその規定による	
	スイッチ、コンセント、インターホン、チャイム、防災設備、防犯設備、照明器具	器具及び付属器具	1年				
	給排水設備・暖房設備	給排水配管及び衛生陶器・便器 浄槽・ユニットバス・厨房セット・水洗器具・シャワー器具	2年		異物の詰まり、凍結による破損、パッキンなどの消耗品		
	給湯・冷暖房設備 (ソーラー設備含む)	配管・付属器具・熱源機器及び放熱器具・ポンプ	1年				
	ガス設備	配管及び付属器具 ガス栓・ガス器具	2年		ゴムのガス管		ガス配管はガス供給事業者の規定他はメーカー基準による
			1年				
アクセサリ商品	仕上及び取付	1年					
雑工事	外部:ぬれ縁・パーゴラ・バルコニー・ひじ掛手摺・屋外階段等	仕上及び取り付	2年	材質の変質、変形、割れ、反り、ゆるみの著しいもの		ご入居者の適切な維持管理を前提とする	
	内部:造り付戸棚・収納家具カーテンレール						
防虫	白あり	防蟻・防虫処理を行った部分	5年	白あり(イエ白あり・ヤマト白あり)の発生による被害、損害	畳、カーペットに発生するダニ類		
その他	防露	床・壁・天井裏の断熱及び防露工事を行った部分	2年	水蒸気の発生がない暖房機器の通常の使用による結露水のしたたり	地域特性・立地条件・換気不足・水蒸気を大量に発生するような住まい方によるもの サッシ・ガラス及び浴室、便所、洗面所、非採暖室等の結露		
	外構工事	テラス・フェンス・カーポート・門扉 郵便ポスト・インターホン・門灯(照明器具)・シャッター	1年	故障、破損、取付ゆるみ、支持不良、変形等の著しいもの			
犬走り・ポーチ・土間コンクリート ブロック塀		変形等の著しいもの		沈下による亀裂及びモルタルの剥離			

※<注>本保証における「著しい～」とは、本来持つべき機能を有しない場合、または通常修理が必要と思われる程度をいう。

引渡日 H23/ /

No. 51000

〇〇工事